

愛知県最低賃金改正のお知らせ

平成28年10月1日から、愛知県最低賃金は、

時間額 **845**円

に改正されます。

愛知労働局長は、平成28年8月5日に愛知地方最低賃金審議会から「時間額を845円に改正決定すること。」との答申を受け、同日付けでこの答申に係る関係労働者及び使用者からの異議申出を受け付ける旨の公示を行なっていたところ、異議の申出が行われたため、8月23日に同審議会に対し「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」の諮問を行いました。

これを受け、同審議会は同日、調査審議を行い、愛知労働局長に対して「平成28年8月5日の答申どおり、決定することが適当である。」との答申を行いました。

愛知労働局長は、この答申を受け、同日、改正決定及び官報公示の手続きを行いました。

以上により、9月1日に官報に公示されましたので、愛知県最低賃金は平成28年10月1日から時間額845円に改正されることとなります。

現行の愛知県最低賃金は、時間額820円です。

～最低賃金についてのお問い合わせ先～

愛知労働局 労働基準部 賃金課

電話 052-972-0257

ファックス 052-951-4193